



大垣市人権施策推進指針

(第三次改定版)



大垣市人権を尊重する都市宣言

人権は、すべての人が自由で平等に暮らしていくために、生まれながらにして持っている、人間としての権利です。私たち大垣市民は、人類の多年にわたる努力の成果である人権が、永久に侵されることのないよう、自ら人権意識を高め、すべての市民がかげがえのない存在として互いに尊重しあう、平和で差別のない都市の実現をめざします。ここに大垣市を「人権を尊重する都市」とすることを宣言します。

令和5年3月
大垣市

基本的な考え方



指針改定の趣旨

本市では、平成 20 年 3 月に「大垣市人権施策推進指針」を策定し、その後、平成 25 年、平成 30 年の 2 回の改定を経た指針に基づき、各種施策に取り組んできました。

人権に関する現状は、女性・子ども・高齢者・障がいのある人など社会的弱者に対する虐待や暴力、いじめ、インターネット上での誹謗中傷（ひぼうちゅうしょう）、様々なハラスメントなどが問題となっています。また、令和 2 年から、世界的に拡大した新型コロナウイルス感染症（COVID-19）のわが国での流行に伴い、これに関連する不当な差別、偏見等も新たな人権問題となっています。

こうした社会環境・情勢の変化などを踏まえ、人権に関する施策を総合的かつ効果的に推進していくため、「大垣市人権施策推進指針」の第三次改定を行うものです。

このほか、平成 27 年に国連サミットで採択された「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂（ほうせつ）性のある社会を実現すべく、持続可能な開発目標（SDGs）についても、本指針の人権に関連する施策等の取り組みに、関連するゴールを位置付け、その推進に努めます。

基本理念

**市民一人ひとりが人権感覚を高め、
お互いを認め合う人権尊重のまちづくり**

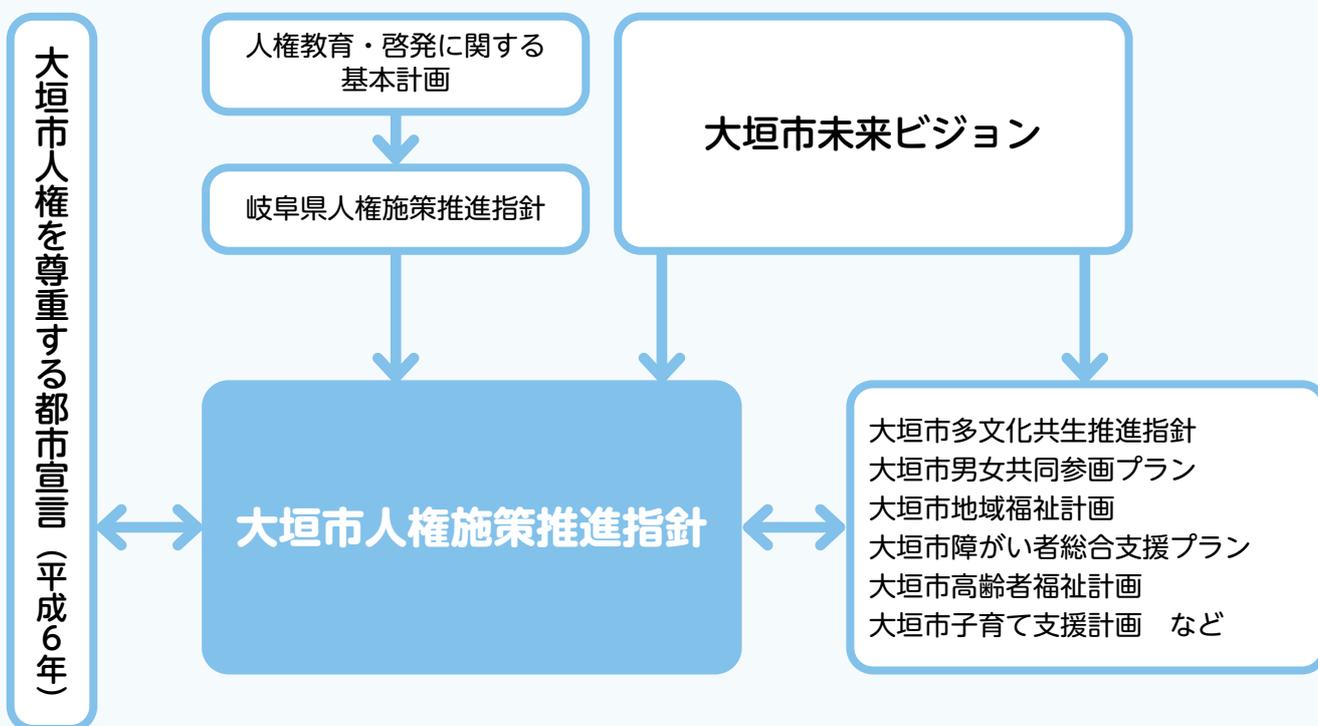


指針の位置付けと推進期間

本市では、平成6年に議会において「大垣市人権を尊重する都市」の宣言を議決し、各施策を実施してきました。本指針は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条に規定されている、地方公共団体の責務として策定したもので、本市の今後の人権施策の基本的な方向を明らかにするもので、推進期間は令和5年度から令和9年度です。

また、市政運営を総合的かつ計画的に進めていくための「大垣市未来ビジョン」の第2期基本計画の中で、引き続き「人権」分野を未来のピース「みんながあったかいまち」に位置付けるとともに、各分野別計画との整合性及び連携を図り、人権尊重宣言都市にふさわしい人権施策を推進します。

指針の位置付け



人権施策がめざす基本的な方向

基本的な4つの方向に沿って人権施策を推進していくことにより、基本理念の実現を図ります。

- (1) **人権感覚の醸成**
- (2) **一人ひとりの人権が尊重されるまちづくり**
- (3) **多様な価値観や個性が尊重され、ともに支え合えるまちづくり**
- (4) **市民等との協働によるまちづくり**

1 人権教育・啓発の推進



(1) 人権教育の推進

人権尊重の理念を定着させ、人権感覚あふれる学校や地域社会であるためには、学校教育や社会教育を通じて、発達段階に応じた人権教育を効果的に進めていく必要があります。

① 学校教育における人権教育の推進

- 発達段階に応じた人権尊重意識を高めるための教育の充実
- 人権教育推進のための教職員の指導力向上
- 学校と家庭・地域が一体となった人権教育の推進

② 社会教育における人権教育の推進

- 人権に関する多様な学習機会の提供
- 社会教育活動を通じた家庭教育への支援
- 人権教育推進のための指導者の養成

(2) 人権啓発の推進

一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、他人の人権にも十分配慮した行動がとれるように、日常生活の中で、人権尊重の理念、人権感覚を育てていくための啓発を効果的に行っていく必要があります。

① 市民への啓発

- 各種情報媒体を活用した啓発
- 講演会・講座等による啓発
- 視聴覚教材を活用した啓発

② 企業等への啓発

- 事業主・公正採用選考人権啓発推進員などに対する啓発・研修
- 啓発資料の配布・情報提供

(3) 人権に関わりの深い分野の業務に従事する者に対する教育・啓発

人権に関わりの深い特定の職業に従事する者（行政職員、教職員、消防職員、医療・福祉関係職員など）が人権意識を高め、常に人権尊重の視点に立って職務を遂行することが重要であり、各種研修によって、人権教育・啓発の充実・強化を図る必要があります。

- 各種研修の実施

- 個人情報保護に関する研修

2 人権擁護の推進



(1) 人権擁護の推進

女性・子ども・高齢者・障がいのある人など社会的弱者に対する虐待や暴力、いじめ、インターネット上での誹謗中傷、様々なハラスメントなどに加え、新型コロナウイルス感染症に関連した偏見や差別も新たな問題となっています。

様々な人権問題に対して、関係機関・団体等との密接な連携により、相談・救済をはじめとする人権擁護体制の充実を図る必要があります。

また、各分野での相談体制の充実や、庁内外の関係部署・機関・団体等との相互の連携により、問題解決に向けて迅速かつ的確な対応を図る必要があります。

① 人権相談体制の充実

- 分野別人権相談窓口の充実
- 相談機関等の情報提供
- 相談員や関係職員の資質向上

② 関係機関・団体等との連携・協力の推進

- 関係機関・団体等との連携・協力の強化



3 分野別人権施策の推進



1 女性の人権

「男性は仕事、女性は家庭」といった男女の役割を固定的に捉える意識が根強く残っており、家庭や職場において様々な男女差別を生じさせ、女性の社会参画を妨げています。

男女の人権の尊重と男女共同参画社会の実現には、総合的かつ計画的な施策の推進が必要とされています。

- 男女共同参画社会の形成に向けた意識づくりの推進
- 女性に対するあらゆる暴力の防止
- 男女共同参画によるまちづくりの推進
- 男女が働きやすい環境づくりの推進

2 子どもの人権

子どもを取り巻く環境の急激な変化に伴い、子どもの人権問題は多様化・複雑化しています。子どもの人権問題の解決に向けて、健全な育成のための仕組みや、相談体制の充実、子どもの個性や自主性が尊重される社会の実現をめざした取り組みが必要とされています。

- 子どもの人権を尊重する意識啓発
- 児童虐待防止への取り組み
- いじめや不登校などへの対応
- 家庭や地域社会での青少年健全育成

3 高齢者の人権

高齢者に対する身体的・心理的虐待や家族等による財産の無断処分、詐欺などが大きな社会問題となっています。

高齢者が安心して暮らせる社会の実現には、高齢者の経済的自立、能力や経験を生かした社会参加への支援、生活しやすい環境整備、福祉サービスや制度の充実、就労機会の確保、悪質商法の被害防止のための取り組みが必要とされています。

- 自立・生きがいづくりへの支援
- 高齢者虐待等への対応
- 高齢者の権利擁護
- 福祉・介護サービスの充実
- 高齢者にやさしいまちづくりの推進

4 障がいのある人の人権

差別的な言動や虐待など、障がいのある人への理解や配慮は十分とはいえない状況にあります。障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、雇用等の確保、生活上の支援体制や社会環境の整備、医療・福祉サービスの充実を図るほか、理解促進のための広報活動や交流事業が必要とされています。

- 理解と交流の促進
- 障がいのある人に対する虐待等への対応
- 障がいのある人の権利擁護
- 雇用・就労の支援と社会参加の促進
- 福祉サービスの充実
- 障がい児教育の充実
- 障がいのある人にやさしいまちづくりの推進

5 部落差別（同和問題）

部落差別（同和問題）は、日本固有の人権問題であり、長年にわたる諸施策にもかかわらず、結婚や交際、就職や職場などでの心理的差別は根強く残っています。また、部落差別に関するインターネット上の差別書き込み等の問題に加え、この問題の解消を妨げる「えせ同和行為」も存在しています。

部落差別の解消には、この問題を正しく理解するための教育啓発、結婚や就職における心理的差別への相談・支援体制の充実、「えせ同和行為」の排除が必要とされています。

- 人権同和教育の推進
- 「えせ同和行為」の排除
- 啓発の推進
- 人権侵害事案への対応

6 外国人の人権

言語、宗教、文化、習慣などの違いから、外国人であることを理由とした偏見や差別、また、生活上の問題や教育環境の問題もあります。

外国人と日本人が共に生活する多文化共生社会の実現のためには、お互いを尊重しあう意識や態度を育むとともに、外国人の地域支援を進めることが必要とされています。

- 外国人市民の人権を尊重する意識づくりの推進
- 外国人市民への生活支援の充実
- 外国人児童生徒への学習支援の充実

7 感染症（HIV感染者、ハンセン病患者、新型コロナウイルス感染症患者等）に関連した人権

感染症に対する誤った知識や偏見等により、日常生活、職場、医療現場等で差別やプライバシー侵害を受ける等の人権問題が起きています。

患者や元患者、家族、感染症に対応する医療従事者等の人権に十分に配慮しながら、感染症に対する正しい知識の普及を図り、差別や偏見を解消するための啓発が必要とされています。

- 正しい知識の普及

8 ハンセン病患者・元患者やその家族の人権

国によるハンセン病患者を強制的に隔離する施設入所政策の結果、ハンセン病患者・元患者やその家族は偏見や差別の対象となり、現在も、この問題は解消されていません。

ハンセン病患者・元患者やその家族への偏見や差別をなくすために、ハンセン病に対する正しい知識の普及や教育・啓発活動が必要です。

- 正しい知識の普及

9 刑を終えて出所した人の人権

刑を終えて出所した人に対する偏見・差別は根強く、社会復帰をめざす人たちにとって厳しい状況があります。

刑を終えて出所した人たちが、地域社会において社会生活を営むためには、本人の強い更生欲のほかに、家族や職場をはじめとして地域社会の理解・支援が必要であり、偏見や差別意識をなくすための啓発活動が必要とされています。

●啓発の推進

10 犯罪被害者とその家族の人権

犯罪被害者やその家族等については、犯罪そのものやその後遺症による精神的、経済的負担で苦しんでいるにもかかわらず、興味本位のうわさや心ない中傷等により名誉が傷つけられたり、平穏な生活が脅かされたりするなどの問題が指摘されています。

犯罪被害者やその家族等の人権に対する理解や認識を深め、相談・支援につなげるための啓発活動が必要とされています。

●啓発の推進

11 インターネットによる人権侵害

インターネットの普及により、その匿名性と情報発信の容易さから、個人の名誉やプライバシーの侵害、差別を助長する表現や情報の掲載などの問題が発生しています。

インターネットによる人権侵害を防止または解決するためには、違法な情報発信者の取り締まり、個人情報保護の強化などの法制整備に加え、正しい理解を深めるための教育・啓発や、相談・支援体制の充実も必要とされています。

●啓発の推進

●情報モラル教育の推進

●関係機関との連携による対応

12 ホームレスの人権

失業・病気・家庭問題など様々な要因により、自立の意思がありながら、路上生活を余儀なくさせられているホームレスの人たちがいます。こうしたホームレスへの差別や偏見を持つ人も少なくなく、嫌がらせや暴行を加えるなどの人権侵害や事件も発生しています。

この人権問題に対して、市民の理解促進、偏見や差別意識を解消するための啓発が必要とされています。

●啓発の推進

13 性的指向・性自認を理由とする人権侵害

性的指向が多くの人と異なっていたり（同性愛、両性愛など）、こころの性である性自認とからだの性である「生物学的な性」が一致しなかったりする人たちは、好奇・偏見の目で見られたり蔑称で呼ばれたりするといった差別的扱いを受けることがあります。

性的指向や性自認の多様な在り方を正しく理解し、誤解・偏見や差別意識をなくしていくための啓発活動が必要とされています。

●啓発の推進

14 震災等の災害に起因する人権問題

平成 23 年の東日本大震災や平成 28 年の熊本地震では、避難所でのプライバシー確保とともに、障がい者、女性、高齢者等の要支援者への配慮の必要性が改めて認識されました。

災害時に、正しい知識と確かな情報に基づき、問題に対処するとともに、互いに相手の立場に立って考え、共に乗り越えていく思いやりの姿勢を持った行動がとれるための啓発が必要とされています。

●啓発の推進

15 アイヌの人々の人権

先住民族であるアイヌの人々は、固有の文化・伝統を持って暮らしていましたが、近世以降の同化政策により、その独自の文化や生活を禁止され、日常生活において偏見による差別を受けてきました。依然として残るアイヌの人々への偏見・差別を解消するため、その歴史や文化、伝統及び現状について、理解を深めることが必要とされています。

●啓発の推進

16 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権

北朝鮮当局による日本人拉致は、わが国に対する主権侵害であるとともに、重大な人権侵害です。拉致問題解決には、国内外の世論の後押しが重要であり、国は毎年 12 月に「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」を設けるなど、啓発に努めています。この問題への関心と認識をさらに深める必要があります。

●啓発の推進

17 人身取引

人身取引（性的サービスや労働の強要等）は、重大な人権侵害であり、人道的観点からも迅速・的確な対応が求められています。

人身取引をなくすため、この問題への関心と理解を深める啓発が必要とされています。

●啓発の推進

人権施策の推進に関する組織及び施策体系

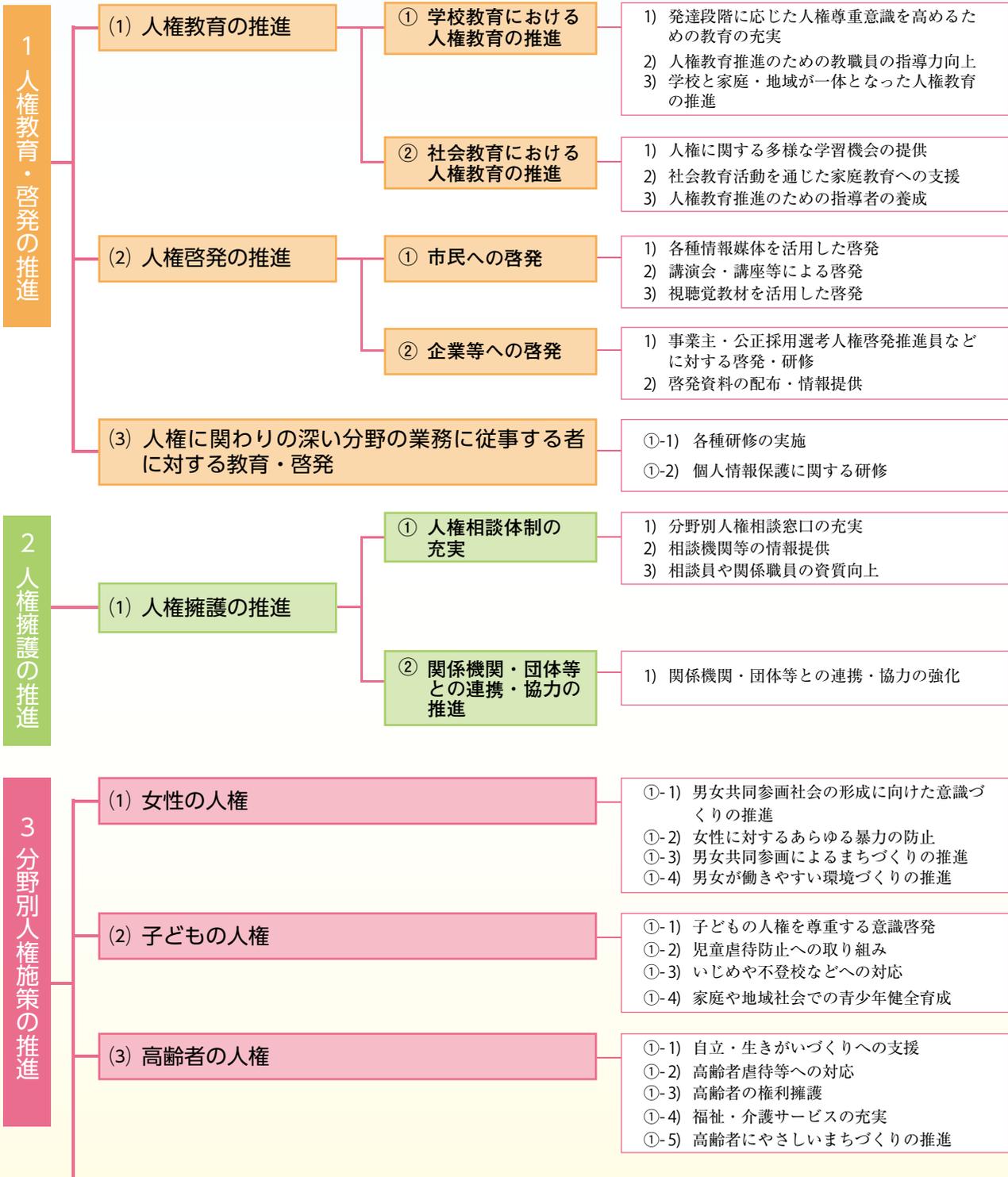
「人権教育・啓発の推進」「人権擁護の推進」「分野別人権施策の推進」を3つの大きな体系（柱）として、人権施策を総合的かつ効率的に推進するための各施策があります。

大垣市人権施策推進指針（第三次改定版）

基本理念 市民一人が人権感覚を高め、お互いを認め合う人権尊重のまちづくり

基本的な方向

- ・人権感覚の醸成
- ・一人ひとりの人権が尊重されるまちづくり
- ・多様な価値観や個性が尊重され、ともに支え合えるまちづくり
- ・市民等との協働によるまちづくり



(4) 障がいのある人の人権	<ul style="list-style-type: none"> ①-1) 理解と交流の促進 ①-2) 障がいのある人に対する虐待等への対応 ①-3) 障がいのある人の権利擁護 ①-4) 雇用・就労の支援と社会参加の促進 ①-5) 福祉サービスの充実 ①-6) 障がい児教育の充実 ①-7) 障がいのある人にやさしいまちづくりの推進
(5) 部落差別（同和問題）	<ul style="list-style-type: none"> ①-1) 人権同和教育の推進 ①-2) 啓発の推進 ①-3) 「えせ同和行為」の排除 ①-4) 人権侵害事案への対応
(6) 外国人の人権	<ul style="list-style-type: none"> ①-1) 外国人市民の人権を尊重する意識づくりの推進 ①-2) 外国人市民への生活支援の充実 ①-3) 外国人児童生徒への学習支援の充実
(7) 感染症（HIV感染者、ハンセン病患者、新型コロナウイルス感染症患者等）に関連した人権	<ul style="list-style-type: none"> ①-1) 正しい知識の普及
(8) ハンセン病患者・元患者やその家族の人権	<ul style="list-style-type: none"> ①-1) 正しい知識の普及
(9) 刑を終えて出所した人の人権	<ul style="list-style-type: none"> ①-1) 啓発の推進
(10) 犯罪被害者とその家族の人権	<ul style="list-style-type: none"> ①-1) 啓発の推進
(11) インターネットによる人権侵害	<ul style="list-style-type: none"> ①-1) 啓発の推進 ①-2) 情報モラル教育の推進 ①-3) 関係機関との連携による対応
(12) ホームレスの人権	<ul style="list-style-type: none"> ①-1) 啓発の推進
(13) 性的指向・性自認を理由とする人権侵害	<ul style="list-style-type: none"> ①-1) 啓発の推進
(14) 震災等の災害に起因する人権問題	<ul style="list-style-type: none"> ①-1) 啓発の推進
(15) アイヌの人々の人権	<ul style="list-style-type: none"> ①-1) 啓発の推進
(16) 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権	<ul style="list-style-type: none"> ①-1) 啓発の推進
(17) 人身取引	<ul style="list-style-type: none"> ①-1) 啓発の推進

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



本指針に関連するSDGsの目標

- 1 貧困をなくそう
- 3 すべての人に健康と福祉を
- 4 質の高い教育をみんなに
- 5 ジェンダー平等を実現しよう
- 8 働きがいも経済成長も
- 10 人や国の不平等をなくそう
- 11 住み続けられるまちづくりを
- 16 平和と公正をすべての人に
- 17 パートナーシップで目標を達成しよう

大垣市人権施策推進指針(第三次改定版)【概要版】

発行年月 令和5年3月発行
編集・発行 大垣市 市民活動部 人権擁護推進室
〒503-8601 岐阜県大垣市丸の内2丁目29番地
TEL (0584) 47-8576 (直通)
FAX (0584) 81-7800